

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則		ページ
◎消防法施行細則の一部を改正する規則		1
◎高知県漁船法施行細則の一部を改正する規則		2
告 示		
○字の区域及び名称の変更の届出	(市町村振興課)	11
○保安林の解除の予定	(治山林道課)	15
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出	(漁業管理課)	15
○道路の区域変更	(道 路 課)	15
○道路の供用開始	( 〃 )	15
○建築基準法による道の指定	(建築指導課)	15
公 告		
○換地処分公告	(農業基盤課)	15
落札公告		
○落札者等の公告	(公営企業局 県立病院課)	15

## 規 則

消防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第8号

#### 消防法施行細則の一部を改正する規則

消防法施行細則（昭和35年高知県規則第70号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 高知県消防法施行細則

第1条中「第5条において「法」という。）」を「以下「法」という。）を施行するため、法、消防法施行令（昭和36年政令第37号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）」に、「の規定を実施するために」を「並びに高知県消防法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第6号）に定めるもののほか、」に改める。

第2条の見出し中「申請書」を「申請に係る添付書類」に改め、同条第1項中「を受けようとする者は、」を「の申請をする

者は、府令第50条第1項に規定する」に、「府令第50条第2項に定める」を「同条第2項各号に掲げる」に、「添えて知事に提出しなければ」を「添えなければ」に改め、同項第1号中「作成した」を「交付を受けた」に改め、同項第2号中「縦3センチメートル、横2.5センチメートル」を「縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル」に、「裏面に」を「、その裏面に」に、「。以下」を「とする。次条第3項において」に改め、同条第2項中「第50条第2項」を「第50条第2項第1号」に、「に規定する」を「の規定による」に、「（又はその写し）」を「又は当該書類の写し」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

（免状の書換えの申請に係る添付書類）

**第3条** 府令第52条第2項第1号の規定により免状の書換えの申請の際に添えなければならない写真は、2枚とする。

2 府令第52条第2項第2号の書換えの事由を証明する書類は、戸籍抄本とする。

3 政令第34条の規定により他の都道府県知事から免状の交付を受けている者が免状の書換えの申請をする場合において、その事由が府令第52条第2項第2号に掲げるものであるときは、同号に掲げる書類のほか、写真1枚を添えなければならない。

（免状の再交付の申請に係る提出書類）

**第4条** 府令第53条第2項の規定により免状の再交付の申請の際に知事に提出しなければならない写真は、2枚とする。

第5条中「第4条第4項」を「第4条第2項」に、「、知事が」を「知事が」に改め、同条を第7条とする。

第4条の次に次の2条を加える。

（免状の交付の申請等に伴う書換え）

**第5条** 政令第32条の規定により免状の交付の申請をする者は、併せて政令第33条各号に掲げる事項に係る書換えの申請をすることができるものとする。この場合における手数料の額は、免状の交付に係る手数料の額とする。

2 政令第34条の規定により府令第51条第2項に規定する事項に係る免状の書換えの申請をする者は、併せて政令第33条第1号から第4号までに掲げる事項に係る書換えの申請をすることができるものとする。この場合における手数料の額は、府令第51条第2項に規定する事項に係る免状の書換えに係る手数料の額とする。

3 政令第35条第1項の規定に基づき免状の再交付の申請をする者は、併せて政令第33条各号に掲げる事項に係る書換えの申請をすることができるものとする。この場合における手数料の額は、免状の再交付に係る手数料の額とする。

4 第1項又は前項に規定する場合において、府令第51条第2項に規定する事項に係る書換えの申請をするときは、当該申請に伴い府令第52条第2項第1号の規定により添えなければならない写真は、第3条第1項の規定にかかわらず、1枚とする。

（消防設備士免状への準用）

**第6条** 第2条から前条までの規定は、法第17条の7第1項の消防設備士免状について準用する。この場合において、第2条第1項中「政令第32条」とあるのは「消防法施行令第36条の3」と、「危険物取扱者免状」とあるのは「消防設備士免状」と、「府令第50条第1項」とあるのは「消防法施行規則第33条の4第1項」と、同項第2号中「次条第3項」とあるのは「第6条において読み替えて準用する次条第3項」と、同条第2項中「府令第50条第2項第1号」とあるのは「消防法施行規則第33条の4第2項第1号」と、「危険物取扱者試験」とあるのは「消防設備士試験」と、「府令第58条第1項」とあるのは「同令第33条の14第1項」と、第3条第1項中「府令第52条第2項第1号」とあるのは「消防法施行規則第33条の6第2項第1号」と、同条第2項中「府令第52条第2項第2号」とあるのは「消防法施行規則第33条の6第2項第2号」と、同条第3項中「政令第34条」とあるのは「消防法施行令第36条の5」と、「府令第52条第2項第2号」とあるのは「消防法施行規則第33条の6第2項第2号」と、第4条中「府令第53条第2項」とあるのは「消防法施行規則第33条の7第1項」と、「知事に提出しなければ」とあるのは「添えなければ」と、前条第1項中「政令第32条」とあるのは「消防法施行令第36条の3」と、「政令第33条各号」とあるのは「同令第36条の4各号」と、同条第2項中「政令第34条」とあるのは「消防法施行令第36条の5」と、「府令第51条第2項」とあるのは「消防法施行規則第33条の5第2項」と、「政令第33条第1号から第4号まで」とあるのは「消防法施行令第36条の4第1号から第4号まで」と、同条第3項中「政令第35条第1項」とあるのは「消防法施行令第36条の6第1項」と、「政令第33条各号」とあるのは「同令第36条の4各号」と、同条第4項中「第1項又は前項」とあるのは「次条において読み替えて準用する第1項又は前項」と、「府令第51条第2項」とあるのは「消防法施行規則第33条の5第2項」と、「府令第52条第2項第1号」とあるのは「同令第33条の6第2項第1号」と、「第3条第1項」とあるのは「次条において読み替えて準用する第3条第1項」と読み替えるものとする。  
別記様式を次のように改める。

別記様式（第7条関係）

← 8.5センチメートル →

写真貼り付け箇所	立入検査証  所属 職名 氏名  年 月 日生  有効期限 年 月 日	第 号
上記の者は、消防法第16条の5第1項の規定に基づき立入検査をする職員であることを証明します。 年 月 日発行 高知県知事 <span style="float: right;">印</span>		

↑ 11センチメートル ↓

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

（裏面）

消防法（抜粋）

**第4条 略**

② 消防職員は、前項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、市町村長の定める証票を携帯し、関係のある者の請求があるときは、これを示さなければならない。

③ 消防職員は、第1項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、関係者の業務をみだりに妨害してはならない。

④ 消防職員は、第1項の規定により関係のある場所に立ち入つて検査又は質問を行つた場合に知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならない。

**第16条の5** 市町村長等は、第16条の3の2第1項及び第2項に定めるもののほか、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱つていると認められるすべての場所（以下この項において「貯蔵所等」という。）の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、貯蔵所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を取去させることができる。

② 略

③ 第4条第2項から第4項までの規定は、前2項の場合にこれを準用する。

**第44条** 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

(1) 略

(2) 第4条第1項、第16条の3の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第16条の5第1項若しくは第34条第1項（第35条の3第2項又は第35条の3の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提出若しくは報告を求められて、資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(3)～(22) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県消防法施行細則第5条（同規則第6条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、平成23年7月1日から適用する。

高知県漁船法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第9号

高知県漁船法施行細則の一部を改正する規則

高知県漁船法施行細則（昭和48年高知県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「通知」を「通知の手続等」に改め、同条第3項中「法」を「知事は、法」に、「の通知は」を「をするときは」に、「よって行う」を「により通知する」に改める。

第3条の見出し中「報告」を「報告の手続」に改める。

第5条中「に掲げる」を「に規定する」に改める。

第6条第1項中「前条に掲げる」を「前条に規定する」に改め、同項第4号中「申請前」を「県内に住所を有しない者にあつては、申請前」に改め、同項第8号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第8条中「必要と」を「必要があると」に改める。

第10条を次のように改める。

（登録票の検認の手続）

**第10条** 施行規則第11条の2第2項の規定による法第13条の規定による検認を受けようとする場所及び期日の届出は、別記第13号様式による漁船登録票検認届出書によってしなければならない。

第11条の見出し中「申請」を「申請の手続」に改める。

第12条の見出し中「返納」を「返納の手続」に改め、同条中「第20条第1項本文」を「第20条第1項」に改める。

第13条の見出し中「交付申請」を「交付申請の手続」に改める。

第14条の見出し中「再交付申請」を「再交付申請の手続」に改め、同条中「施行規則」を「法第12条第3項及び施行規則」に改める。

第15条中「にはって」を「又は届出書に貼って」に改める。

別記様式を次のように改める。

**別記**

**第1号様式** (第2条関係)

高知県指令 第 号

(住所)  
(氏名又は名称) 様

年 月 日付で申請がありました動力漁船の建造については、漁船法第4条第 項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

高知県知事 印

建造許可番号	漁船建第 号
船名	
漁業種類又は用途	
操業区域	
主たる根拠地	
計画総トン数	トン
船舶の長さ、幅及び深さ	m× m× m
船質	
建造を行う造船所の名称及び所在地	
推進機関の種類及び馬力数	機関
シリンダの数及び直径	× mm
許可の期限	年 月 日
許可の条件	

**第2号様式** (第2条関係)

高知県指令 第 号

(住所)  
(氏名又は名称) 様

年 月 日付で申請がありました動力漁船への改造については、漁船法第4条第 項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

高知県知事 印

改造許可番号	漁船改第 号	
	改造前	改造後
事項		
船名		
漁業種類又は用途		
操業区域		
主たる根拠地		
(計画) 総トン数	トン	トン
船舶の長さ、幅及び深さ	m× m× m	m× m× m
推進機関の種類及び馬力数	機関	機関
シリンダの数及び直径	× mm	× mm
船質		
改造を行う造船所の名称及び所在地		
許可の期限	年 月 日	
許可の条件		

第3号様式（第2条関係）

高知県指令 第 号

(住所)  
(氏名又は名称) 様

年 月 日付で申請がありました動力漁船への転用については、漁船法第4条第 項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

高知県知事 印

転用許可番号	漁船転第 号	
	転用前	転用後
事項		
船名		
漁業種類又は用途		
操業区域		
主たる根拠地		
総トン数	トン	
船舶の長さ、幅及び深さ	m×	m× m
船質		
推進機関の種類及び馬力数	機関	
シリンダの数及び直径	×	mm
許可の期限	年 月 日	
許可の条件		

第4号様式（第2条関係）

高知県指令 第 号

(住所)  
(氏名又は名称) 様

年 月 日付で申請がありました動力漁船の建造（への改造・への転用）については、漁船法第5条第 号の規定により次の理由で不許可とします。

年 月 日

高知県知事 印

(理由)

第5号様式（第2条関係）

高知県指令 第 号

(住所)  
(氏名又は名称) 様

年 月 日付で申請がありました動力漁船の建造（への改造・への転用）の計画変更については、漁船法第4条第6項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

高知県知事 印

変更許可番号	漁船建（改・転）計画変更第 号	
事項	旧許可事項	変更許可事項
漁業種類又は用途		
操業区域		
主たる根拠地		
（計画）総トン数	トン	トン
船舶の長さ、幅及び深さ	m× m× m	m× m× m
船質		
建造（改造）を行う造船所の名称及び所在地		
推進機関の種類及び馬力数	機関	機関
シリンダの数及び直径	× mm	× mm
許可の条件		

第6号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名又は名称 印  
電話番号

漁船変更報告書

先に許可を受けました動力漁船の建造（への改造・への転用）について下記のとおり変更が生じたので、漁船法第4条第9項の規定により報告します。

記

- 許可番号 漁船建（改・転）第 号
- 漁業種類又は用途
- （計画）総トン数 トン
- 推進機関の種類及び馬力数 機関
- 変更事項

事項	変更前	変更後
住所		
氏名又は名称		
船名		
推進機関の製作所の名称又は所在地		
起工、進水若しくはしゅん工、改造工事の着手若しくは完成又は転用の予定期日	年 月 日	年 月 日
建造、改造又は転用に要する費用又はその調達方法の概要		

第7号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名又は名称 ㊟  
電話番号

漁船認定届

先に建造（改造）の許可を受けました動力漁船について下記のとおり漁船法第8条の規定による認定を受けたいので、高知県漁船法施行細則第4条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 許可番号 漁船建（改）第 号
- 2 認定を受ける予定年月日 年 月 日
- 3 認定を受ける予定場所
- 4 認定を受ける動力漁船

船名	
漁業種類又は用途	
（計画）総トン数	トン
推進機関の種類及び馬力数	機関
建造（改造）を行う造船所の名称及び所在地	
しゅん工又は改造工事の完成予定期日	年 月 日
備考	

注 しゅん工又は改造工事の完成予定期日の3週間前までに届け出てください。

第8号様式（第4条関係）

漁船認定通知書

許可番号及び許可年月日		漁船建（改）第 号		年 月 日	
許可を受けた者の住所及び氏名又は名称					
船名					
項目	許可事項	認定事項	備考		
漁業種類又は用途					
操業区域					
主たる根拠地					
船体	船質				
	総トン数	トン		トン	
	長さ	m		m	
	幅	m		m	
	深さ	m		m	
	造船所の名称及び所在地				
推進機関	種類	機関		機関	
	馬力数				
	シリンダの数及び直径	× mm		× mm	
特殊設備及び性能					
この漁船については、上記のとおり漁船法第8条の規定による高知県知事の認定がありましたので、高知県漁船法施行細則第4条第4項の規定により通知します。					
年 月 日					
				課長	㊟
認定番号		第 号			
認定に従事した職員		職名		氏名 ㊟	
認定場所		認定年月日	年 月 日		

第9号様式 (第6条関係)

小型 (5トン未満) 漁船の総トン数の測度等の調書

調査番号			船名			
建造又は改造の別	建造 ・ 改造		進水年月日	年 月 日		
所有者	住所			船質	FRP ・ 鋼 ・ 軽合金 ・ 木 ・ その他 ( )	
	氏名又は名称					
船体	総トン数	トン	上甲板下張出し部等の容積 (イ) m <sup>3</sup>			
	測度長さ (L)	m	(船側部)	× × =		
	測度幅 (B)	m	( " )	× × =		
	測度深さ (D)	m	(船尾部)	× × =		
	D = Dm + 2/3キャンバー + 1/3シア = + +		(キール)	× × =		
容積計算欄			小計 ( )			
上甲板下船体主要部の容積 (ア) (0.65 × L × B × D) m <sup>3</sup>			上甲板上閉開場所の容積 (ウ) m <sup>3</sup>			
			(船倉庫)	× × =		
			(ブリッジ)	× × =		
			(機関室)	× × =		
			(船員室)	× × =		
			(その他)	× × =		
			小計 ( )			
			容積合計 (ア+イ+ウ) m <sup>3</sup>			
登録長さ (LR)	m	登録幅 (BR)	m	登録深さ (DR)	m	
製作所の名称			型式			
上記のとおり建造 (改造・販売) しました。 年 月 日 造船所又は販売者の住所、氏名 又は名称及び代表者の職・氏名 ㊞						
推進機関	種類	D 4サイクル 船内機 船内外機	馬力数	KW		
		E 2サイクル 船外機		PS		
	シリンダの数×直径×行程		×	mm×	mm	
	製作所の名称			型式		
推進機関製造年月日		年 月 日				
上記の推進機関を販売しました。 年 月 日 販売者の住所、氏名又は名 称及び代表者の職・氏名 ㊞						
調査したところ、私が申請する小型漁船の登録に係る総トン数の測度等については、上記のとおりです。 年 月 日 調査者 住所 氏名 ㊞						

第10号様式 (第6条関係)

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名又は名称 ㊞  
電話番号

年間事業計画書

私が営もうとする漁業の計画は、下記のとおりです。

記

- 船名
- 総トン数 トン
- 推進機関の種類及び馬力数 機関
- 漁業種類
- 漁場
- 年間操業計画

	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
操業日数														
主な魚種														
数量 (kg)														
販売金額 (円)														
漁業以外の出航日数														

第11号様式 (第6条関係)

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名又は名称  
電話番号

誓約書

私は、漁船の登録に当たり次の事項を誠実に履行することを誓約します。

- 1 漁業関係法令を遵守するとともに、紛争を防止し、秩序ある海面利用に努めること。
- 2 定められた期日までに操業実績報告書(別記第12号様式)を提出すること。
- 3 操業実績報告書(別記第12号様式)の操業日数又は販売金額が知事が別に定める操業日数又は販売金額の基準に達しないときは、漁船法第18条第1項第1号に規定する漁船でなくなったときに該当するものとして、漁船法第20条第1項第1号の規定により漁船の登録票を返納するとともに、同条第3項の規定により漁船に表示している登録番号を抹消すること。

第12号様式 (第8条関係)

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名又は名称  
電話番号

操業実績報告書

私が営んだ漁業の実績は、下記のとおりです。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船名
- 3 総トン数 トン
- 4 推進機関の種類及び馬力数 機関
- 5 漁業種類
- 6 漁場
- 7 年間操業実績

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
操業日数													
主な魚種													
数量(kg)													
販売金額(円)													
漁業以外の出航日数													

- 注 1 販売金額を証する書類の写し(漁業協同組合の水揚げ伝票、市場の仕切書等)を添えてください。
- 2 毎年1月末日(日曜日又は土曜日に当たるときは、翌日又は翌々日の月曜日)までに提出してください。



第13号様式 (第10条関係)

高知県収入証紙  
貼り付け箇所



年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名又は名称  
電話番号

漁船登録票検認届出書

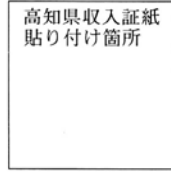
先に登録を受けました漁船及び登録票について下記のとおり漁船法第13条の規定による検認を受けたいので、漁船法施行規則第11条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船名
- 3 検認を受ける予定年月日 年 月 日
- 4 検認を受ける予定場所

第14号様式 (第11条関係)

高知県収入証紙  
貼り付け箇所



年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名又は名称  
電話番号

漁船変更登録申請書

先に登録を受けました漁船について下記のとおり変更の登録を受けたいので、漁船法第17条第1項の規定により申請します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 改造許可番号 漁船改第 号
- 3 変更事項

事項		変更前	変更後
船名			
所有者	住所		
	氏名又は名称		
使用者	住所		
	氏名又は名称		
漁業種類又は用途			
主たる根拠地			
総トン数		トン	トン
船体	長さ	m	m
	幅	m	m
	深さ	m	m
推進機関	種類	機関	機関
	馬力数		
無線電波の型式又は空中線電力	電信		
	電話		

4 変更理由

注 変更が生じた日から2週間以内に申請してください。

第15号様式 (第12条関係)

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名又は名称 ㊟  
電話番号

漁船登録票返納届

下記のとおり漁船法第20条第3項の規定により漁船に表示していた登録番号を抹消したことを届け出るとともに、同条第1項の規定により登録票を返納します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船名
- 3 総トン数 トン
- 4 推進機関の種類及び馬力数 機関
- 5 漁船の所有者がその使用者でない場合は、使用者の住所及び氏名又は名称
- 6 返納理由 (漁船法第18条第1項又は第19条)
- 7 返納理由の発生年月日 年 月 日

第16号様式 (第13条関係)



年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名又は名称 ㊟  
電話番号

漁船登録原簿謄本交付申請書

漁船法第21条の規定により、下記のとおり漁船の登録の謄本の交付を申請します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船名
- 3 漁業種類又は用途
- 4 総トン数 トン
- 5 推進機関の種類及び馬力数 機関
- 6 所有者の住所及び氏名又は名称
- 7 必要部数 部
- 8 申請理由

第17号様式（第14条関係）

高知県収入証紙  
貼り付け箇所



年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名又は名称 ㊟  
電話番号

漁船登録票再交付申請書

漁船法第12条第3項の規定により先に登録を受けました漁船の登録票の再交付を受けたいので、漁船法施行規則第11条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船名
- 3 総トン数 トン
- 4 推進機関の種類及び馬力数 機関
- 5 漁船の所有者がその使用者でない場合は、使用者の住所及び氏名又は名称
- 6 再交付の申請理由

上記の事項については、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

漁業協同組合 組合長 ㊟

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、安芸市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成24年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
赤野	水木谷	甲406、甲407、甲415の2、甲415の3、甲427から甲435まで、甲436の1、甲436の2、甲437、甲438の1、甲438の2、甲439から甲445まで、甲446の1、甲446の2、甲447の1、甲447の2	赤野	いそ道
	北オンブク谷	甲714、甲715、甲719、甲727の2、甲728の1、甲729、甲730の1、甲731の1、甲731の2、甲732の1、甲732の2、甲733の1、甲733の2、甲734のイ、甲734のロ、甲735		
	磯道	甲736、甲737、甲738のイ、甲738のロ、甲739から甲745まで、甲746の1から甲746の3まで、甲747から甲755まで、甲756の1、甲756の2、甲757から甲759まで、甲760の1、甲760の2、甲761から甲765まで、甲766のイ、甲766のロ、甲		

	767、甲768、甲769の1、甲769の2、甲770、甲777から甲780まで、甲783から甲786まで、甲789から甲796まで、甲798、甲799の1、甲799の2、甲802、甲806から甲815まで、甲816の1、甲816の2、甲817から甲819まで、甲824から甲827まで、甲845の1、甲846から甲849まで、甲850の1、甲851、甲852、甲857の1				の一部、甲1143の一部、甲1144の一部					7まで、甲1553
磯道四ツ辻東平	甲1124の2の一部、甲1140の1の一部、甲1142の1の一部、甲1143の一部、甲1144の一部、甲1145の1、甲1145の2、甲1146の1、甲1146の2、甲1147から甲1153まで			長坂	甲1428の一部、甲1431の1の一部、甲1431の2、甲1432の1の一部、甲1432の2、甲1437の1の一部、甲1437の2、甲1441の一部				中サデ中森	甲1554から甲1557まで、甲1558の1から甲1558の4まで、甲1559の1から甲1559の3まで、甲1560、甲1561、甲1562の1から甲1562の3まで、甲1563、甲1564の1から甲1564の3まで、甲1565、甲1566の1から甲1566の3まで、甲1568の1から甲1568の3まで、甲1569の1から甲1569の3まで、甲1570の1から甲1570の3まで、甲1571の1から甲1571の3まで、甲1572の1から甲1572の3まで、甲1573の1、甲1573の2、甲1574の1から甲1574の3まで、甲1575の1から甲1575の5まで、甲1576の1から甲1576の3まで、甲1577の1の一部、甲1577の2から甲1577の5まで、甲1578、甲1579の1、甲1579の2、甲1580のイ、甲1580の2、甲1580の3、甲1580の4の一部、甲1581の1、甲1581の2、甲1581の3の一部、甲1582、甲1584、甲1585、甲1586の1から甲1586の3まで、甲1587の1から甲1587の3まで、甲1588の1、甲1588の2
磯道北平	甲1154の1から甲1154の3まで、甲1155の1、甲1155の2、甲1156の1、甲1164から甲1166まで、甲1167の1、甲1167の2、甲1168の1、甲1168の2、甲1169から甲1174まで、甲1190の2の一部、甲1190の3の一部、甲1191の1の一部、甲1191の2の一部、甲1191の3、甲1192の1、甲1192の2、甲1193の2の一部、甲1193の3、甲1194の2の一部			喜八屋式西平	甲1506の1の一部、甲1506の2、甲1506の3、甲1506の4の一部、甲1507の一部、甲1508の1の一部、甲1508の2、甲1509の1の一部、甲1509の2					
磯道四ツ辻東平	甲1124の1の一部、甲1124の2の一部、甲1124の3から甲1124の5まで、甲1126の1の一部、甲1126の2、甲1140の1	中サデ		上中サデ	甲1510から甲1512まで、甲1513の1、甲1513の2、甲1514の1の一部、甲1514の2の一部、甲1522の一部、甲1525の一部、甲1526から甲1530まで、甲1531の1から甲1531の3まで、甲1532の1から甲1532の3まで、甲1533から甲1535まで、甲1536の1から甲1536の3まで、甲1537の1から甲1537の3まで、甲1538、甲1539の1、甲1539の2、甲1540の1から甲1540の3まで、甲1541、甲1542、甲1543の1から甲1543の3まで、甲1544の1、甲1544の2、甲1545の1から甲1545の5まで、甲1546、甲1547の1から甲1547の6まで、甲1548の1から甲1548の4まで、甲1549、甲1550、甲1551の1から甲1551の7まで、甲1552の1から甲1552の				柿木谷セイ	甲1589、甲1590、甲1591の1から甲1591の3まで、甲1592の1、甲1592の2、甲1593の1から甲1593の3まで、甲1594の1から甲1594の3まで、





大夫家 地西畝	甲2515の1の一部、甲2516の1の一部、甲2516の2の一部、甲2516の3の一部、甲2516の4の一部、甲2516の5の一部、甲2516の6の一部、甲2516の7、甲2517のイの一部、甲2518の4の一部
------------	--

**備考** この表に表示されている区域に隣接在する道路及び水路である国有地の全部を含むものとする。

**高知県告示第146号**

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。  
平成24年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
幡多郡黒潮町拳ノ川字ノボリヨヲロ2387（次の図に示す部分に限る。）、字大バイ2389の1・2390の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字スナ田2391の1（次の図に示す部分に限る。）、字コハノキ2373の1・2376の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字ツツラ谷2393の1・2394・2395の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字ロツツラ2397の1（次の図に示す部分に限る。）、字南山2401の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第147号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
平成24年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 届出事項
  - （1）発起人の住所及び氏名  
幡多郡大月町 安岡 真 治  
" 濱岡 久 志  
" 森下 潤 三

- （2）加入区の名称  
浦尻加入区
- （3）漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
すくも湾漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
  - （1）縦覧期間  
平成24年3月13日から同月27日まで
  - （2）縦覧場所  
すくも湾漁業協同組合大月町統括支所

**高知県告示第148号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成24年3月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成24年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 庄田伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村本村字 焼坂658番8から 高岡郡日高村名越屋 字上タチメ945番1 まで	前	21.9 58.1	120
	後	21.9 58.1	120

**高知県告示第149号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、平成24年3月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成24年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 庄田伊野
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

高岡郡日高村本村字焼坂 658番8から 高岡郡日高村名越屋字上 タチメ945番1まで	120	平成24年3月13 日
---	-----	----------------

**高知県告示第150号**

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。  
平成24年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 南国市前浜字浜西2629番3地先から字漁場4番78地先に至る延長210メートルの道
- 2 南国市浜改田字中田539番1地先から495番地先に至る延長150メートルの道

-----  
**公 告**  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業に係る八流地区（八流換地区）の換地処分を平成23年9月27日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成24年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

-----  
**落 札 公 告**  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成24年3月13日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
高知県立幡多けんみん病院清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県立幡多けんみん病院事務部総務課 宿毛市山奈町芳奈3番地1
- 3 落札者を決定した日  
平成24年2月22日
- 4 落札者の氏名及び住所  
高知ビルメンテナンス協同組合 高知市棧橋通三丁目25番30

号

- 5 落札金額  
35,647,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成24年1月13日